

消防設備点検：点検内容と報告期間

■点検の内容及び期間

機器点検	6ヶ月に1回	消防設備の適正な配置、損傷の有無、機能は簡易な操作により判別できる事項を点検基準に従い確認する。
総合点検	12ヶ月に1回	消防設備を作動、又は使用して、総合的な機能を点検基準に従い確認する。

■点検結果の報告期間：対象物の用途で規定される

- ①通常は総合点検の結果を消防署へ報告。
- ②点検業者は、点検結果を点検票に記載、「報告書」を作成。依頼先の建物所有者・管理者・占有者へ提出。
「報告書」立会者の欄があるので、防火管理者や担当の方にも点検結果を確認、署名、押印する。
- ③報告書は2部（3部）消防署に提出し、受付け返却された1部（2部／副本）は、「維持台帳」に綴り事業所で保管する。点検で発見された不良箇所は早急に改修する。

特定対象物：主に不特定の人が多数出入りする建物

不特定対象物：主に特定の人が出入りする建物

点検結果の報告期間

防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間	防火対象物(消防法施行令別表第1)		点検結果の報告期間
(1)	イ 劇場等	1年に1回	(9)	イ 特殊浴場	3年に1回
	ロ 公会堂等			ロ 一般浴場	
(2)	イ キャバレー等		(10)	駐車場等	
	ロ 遊技場等		(11)	神社・寺院等	
	ハ 性風俗特殊営業店舗等		(12)	イ 工場等	
	ニ カラオケボックス等			ロ 映画又はテレビスタジオ	
(3)	イ 料理店等		(13)	イ 駐車場等	
	ロ 飲食店			ロ 航空機格納庫	
(4)	百貨店等		(14)	倉庫	
(5)	イ 旅館等		(15)	事務所等	
	ロ 共同住宅等	3年に1回	(16)	イ 特定複合用途防火対象物	
(6)	イ 病院等	1年に1回	(16)	ロ 非特定複合用途防火対象物	
	ロ 自力避難困難者入所福祉施設等		(16の2)	地下街	
	ハ 老人福祉施設、児童養護施設等		(16の3)	準地下街	
	ニ 幼稚園等		(17)	文化財	
(7)	学校	3年に1回	(18)	アーケード	
(8)	図書館等				

 は特定防火対象物
 は非特定防火対象物